

横浜市市庁舎移転新築工事に係る高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式実施要綱

制定 平成26年8月26日 財契一第1565号
一部改正 平成27年4月1日 財契一第4128号

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市市庁舎の移転新築工事に係る競争入札（以下「本入札」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、入札参加者から工事目的物の性能、機能及び施工技術等（以下「性能等」という。）に係る設計段階からの提案（以下「技術提案」という。）を募集し、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする一般競争入札（以下「高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価一般競争入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式 高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価一般競争入札により落札者を決定する方式をいう。
- (2) 工事担当局 建築局をいう。
- (3) 工事担当局長 工事担当局長をいう。
- (4) 契約事務受任者 横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37条）により市長の委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (5) 発注支援部署 財政局公共施設・事業調整室公共施設・事業調整課をいう。

（総合評価）

第3条 本入札においては、民間事業者による設計段階からの技術提案を求め、工事目的物の品質及び性能等の向上並びに設計、施工及び維持管理に係るコストの縮減、工期の短縮等に係る技術提案と入札価格を一体として評価する。

2 本入札において、技術提案にあわせて、設計を含む施工計画、入札者の設計・施工能力及び社会性・信頼性（以下「設計・施工能力等」という。）も評価することが妥当と認められる場合には、評価項目とすることができる。

（高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式による評価の方法）

第4条 高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式による評価の方法は、標準点（100点）と入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が提出した技術提案、設計を含む施工計画及び設計・施工能力等（以下「技術提案等」という。）に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した評価点（以下「加算点」という。）の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（単位：億円。消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} (100\text{点}) + \text{加算点}$$
$$\text{評価値} (\text{小数点以下第4位未満切捨て}) = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

（学識経験を有する者の意見聴取）

第5条 高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式の実施にあたっては、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2人以上の意見を聴く（以下「意見聴取」という。）ものとする。

2 前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者に意見を聴くものとする。

- 3 前項において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者から意見聴取するものとする。
- 4 第1項及び第3項の意見聴取の方法は、原則として学識経験者ごとに意見聴取を行うものとする。

(落札者決定基準の決定)

- 第6条 工事担当局長は、前条第1項の意見聴取の結果を考慮し、落札者決定基準を決定するものとする。
- 2 前項の落札者決定基準の決定にあたっては、別に定める高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式に係る事項の審査、評価等を行う委員会（以下「評価委員会」という。）の審議を経るものとする。

(実施要領書)

- 第7条 工事担当局長は、あらかじめ、技術資料についての評価方法及び落札者決定基準等の詳細を定めた横浜市市庁舎移転新築工事に係る高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）を定めるものとする。
- 2 実施要領書には次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価一般競争入札を適用する理由
 - (2) 求める技術資料の内容及び提出期限
 - (3) 技術資料の評価項目及び評価基準
 - (4) 技術資料の要求要件及び欠格事項
 - (5) 技術提案等の内容に基づいて積算した価格をもって応札すること
 - (6) 落札者の決定基準及び決定方法
 - (7) 技術資料のヒアリングに関する事項
 - (8) 高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式での評価結果等が公表されること
 - (9) 技術提案等が達成されなかったときの取扱い
 - (10) 技術提案等の責任の所在
 - (11) 予定価格及び調査基準価格に関する事項
 - (12) その他必要と認める事項

(提案を求める範囲)

- 第8条 技術提案を求める範囲は、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から設計及び工事の特性に応じて工事担当局長が定めることとし、実施要領書に明示するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則として技術提案の範囲に含めないものとする。
 - (1) 工期の延長が不可避である提案
 - (2) ライフサイクルコストが増大すると予想される提案
 - (3) 関連工事・周辺工事に許容できない影響を与えると予想される提案
 - (4) 騒音・振動等、周辺環境へ許容できない影響を与えると予想される提案
 - (5) 別に定める本入札における要求水準を満たさない提案
 - 3 第1項により技術提案を求める範囲を実施要領書に明示する際において、入札参加者からの技術提案等をもとに予定価格を定める場合にはその旨をあわせて明示するものとする。

(責任の所在)

- 第9条 本市が技術提案等を適正と評価した場合においても、技術提案等を行った契約の相手方の責任が軽減されるものではない旨を実施要領書に記載するものとする。

(入札公告に掲げる事項)

- 第10条 契約事務受任者は、高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式を実施する際には、入札公告（入札説明書を含む。以下同じ。）において、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）第8条第2項に規定する事項に加えて、次の事項についても掲げなければならない。

- (1) 高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価一般競争入札による旨
- (2) 落札者の決定基準、技術資料の作成及び提出のために必要な事項並びに技術資料のヒアリングに関する事項等について、実施要領書に記載があること
- (3) 予定価格及び調査基準価格に関する事項
- (4) 技術提案等及び応札価格に関する事項について、実施要領書に記載があること

（入札参加資格の確認）

第11条 契約事務受任者は、入札公告に定める提出書類等により、入札参加資格確認申請者が入札公告において定めた入札参加資格を満たす者であるかを確認し、入札公告に定める日までにその結果を通知するものとする。

（技術資料のヒアリング）

第12条 工事担当局長は、必要に応じて入札参加者から提出された技術資料についてヒアリングを実施するものとする。

（技術提案等の審査及び評定）

第13条 工事担当局長は、入札参加者から提示された技術提案等について、設計及び施工の確実性、安全性、経済性等を考慮して審査を行うものとする。

- 2 工事担当局長は、入札公告及び実施要領書（以下「入札公告等」という。）において掲げた技術資料の評価基準に基づき、技術資料の評定を実施し、技術評価点を算出するものとする。
- 3 工事担当局長は、評価委員会の審議の結果を踏まえ、技術提案等の評価及び技術評価点の決定を行うものとする。
- 4 工事担当局長は、第5条第3項の意見聴取を技術評価点の決定後に行うものとする。
- 5 前項の意見聴取は、学識経験者から特に要請された場合には、評価値の算出後に行うものとする。
- 6 第4項の意見聴取において学識経験者から異議が出た場合には、第17条に規定する請負工事等総合評価落札方式審査確認委員会の審議に付するものとする。

（落札予定者の決定）

第14条 契約事務受任者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札予定者とするものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (2) 入札者が提出した技術資料が、実施要領書で定める欠格要件のいずれにも該当していないこと。
 - (3) 入札者の評価値が、標準点を予定価格（単位：億円）の108分の100で除して得た数値を下回っていないこと。
- 2 前項の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札予定者を定めるものとする。
 - 3 前項の場合においては、令167条の9後段の規定を準用する。

（落札者の決定）

第15条 契約事務受任者は、落札予定者の申込みに係る価格が契約規則第13条の2に規定する調査基準価格を下回らなかった場合、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。ただし、当該落札予定者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回る場合の取扱いは、別に定めるところによるものとする。

- 2 前項において第13条第5項の意見聴取を行った場合は、その結果を考慮し、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。ただし、学識経験者から異議が出た場合には、第17条に規定する請負工事等総合評価落札方式審査確認委員会の審議に付して、落札者を決定するものとする。

(評価結果等の公表)

第16条 契約事務受任者は、落札者を決定したときは次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札者の評価結果

(請負工事等総合評価落札方式審査確認委員会)

第17条 発注支援部署は、請負工事等総合評価落札方式審査確認委員会（以下「審査確認委員会」という。）を設け、第13条第6項及び第15条第2項ただし書における審議のほか、請負工事等の総合評価落札方式の審査確認に関して必要な事項について審議するものとする。

- 2 審査確認委員会については、請負工事等総合評価落札方式審査確認委員会設置要綱（平成18年9月25日都公第332号、以下「審査委員会要綱」という。）の規定（第7条を除く。）を準用する。この場合において、審査委員会要綱第1条中「横浜市請負工事等総合評価落札方式実施要綱（平成20年3月31日行契一第4448号、以下「実施要綱」という。）」とあるのは、「横浜市市庁舎移転新築工事に係る高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式実施要綱（平成26年8月26日財契一1565号、以下「実施要綱」という。）」と読み替えるものとする。

(落札者の施工方法等)

第18条 落札した者に対しては、技術提案等に基づいて設計及び施工させるものとし、技術提案等に係る部分についての変更は原則として行わないものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第19条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(技術提案等が達成されなかったときの対応等)

第20条 入札参加者の技術資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、横浜市指名停止等措置要綱の規定に基づき指名停止等を行うものとする。

- 2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
- 3 前項の場合、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

(総合調整)

第21条 高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式の実施にあたり、必要な総合的な調整等は発注支援部署が行うものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。